

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し)(美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機の設計及び工事の計画【1】、並びに、高浜及び大飯の保安規定【1】)

2. 日時：令和3年7月15日 10時45分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

高橋管理官補佐、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、田澤審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ チーフマネジャー 他18名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る、美浜発電所第3号機、高浜発電所第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機、大飯発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の(変更)認可申請、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について、本日の提出資料に基づき、概要の説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、詳細に説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

<設計及び工事の計画関連>

○降下火砕物の層厚変更に伴う本申請における評価対象の選定の考え方を示した上で、評価手法等を説明すること。また、詳細評価を踏まえた基準適合性を説明すること。

<保安規定関連>

○降下火砕物の層厚変更に伴う変更事項について、本申請において保安規定条文を変更するものと、保安規定条文の変更を伴わない下位文書の変更で対応するものとを整理して、説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・美浜発電所3号機、高浜発電所1～4号機及び大飯発電所3, 4号機大山生竹テフラ(DNP)の噴出規模見直しに係る設計及び工事計画認可申請について

- ・美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応
- ・高浜3, 4号炉 大飯3, 4号炉 原子炉施設保安規定変更認可申請について（大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更）
- ・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- ・大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

以上